

令和5年度 幼稚園・認定こども園補助員（介助）制度概要

令和5年7月

1. 勤務内容 (1) 配慮を必要とする園児の介助

園児の安全面の確保

〔例〕・身体に障害のある園児の移動等の補助を行う。

・動き回って落ち着きのない園児が、転んで怪我をしたり、他の園児に危害を及ぼしたりしないように、また、園外に出て行かないように見守る。

・食事や排泄がうまくできない園児の手助けをする（園児によってはおむつの交換などを行っていただくこともあります）。

コミュニケーションのフォロー

〔例〕・言葉が発せられない園児のために、他児との間に入ってコミュニケーションの仲介を図る。

・教諭などからの指示が理解できない園児を誘導する。

(2) その他幼稚園・認定こども園の運営に関し、所属園長の指示する事項

〔例〕学級全体のフォロー、教材準備、園内環境整備 等
具体的な勤務内容は、園より指示いたします。

2. 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）
地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。

3. 申込資格等 (1) 任用上限年齢はありません。

(2) 地方公務員法等で選考を受けることはできないとされている方（裏面参照）は受験できません。

(3) 採用となった場合、世田谷区もしくは世田谷区教育委員会における他部署との兼務はできません。

4. 任用期間 任用された月～令和6年3月31日

任用の都度、実際の勤務日数が15日に達するまで条件付採用期間とします。

令和5年度の勤務実績とご本人の希望、配属園の状況により、次年度以降も再度任用する制度があります。

5. 勤務日数

	Aパターン	Bパターン
勤務日数	<u>年間144日</u> (月14日程度、月17日以内)	<u>年間96日</u> (月10日程度、月17日以内)

毎月の勤務日は、前月中までに園で調整・決定します。

行事による振替等により、勤務曜日を変更する場合があります。

特定の行事の日を除き、原則として土曜日、日曜日、祝日等の勤務日はありません。

6. 勤務時間 原則9時～14時15分

9時～15時〔うち休憩45分〕〔1日の勤務時間が6時間を超える超過勤務をする場合）

世田谷区立幼稚園では、全園にて預かり保育を実施しております。配慮を必要とする園児の状況により、勤務可能な方に、超過勤務として預かり保育時間帯（教育時間終了後から16時30分まで）の勤務をお願いする場合があります。

裏面あり

上記のほか、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。

昼食も教育時間であるため、担当園児と一緒に食べていただきます。なお、給食の提供はありませんので、お弁当をご持参いただきます。

7. 休 暇

	Aパターン	Bパターン
年次有給休暇 日単位又は時間単位	最大 <u>11日</u> (任用開始時期に応じて変更)	最大 <u>7日</u> (任用開始時期に応じて変更)
夏季休暇 日単位	最大 <u>3日</u> (任用開始時期に応じて変更)	最大 <u>2日</u> (任用開始時期に応じて変更)

その他条例等に規定する休暇等の制度があります。

8. 報 酬

	Aパターン	Bパターン
報酬月額	<u>80,128円</u> (地域手当相当分含む。)	<u>53,419円</u> (地域手当相当分含む。)
期末手当	<u>一定の要件を満たす場合、期末手当を支給</u>	なし
支払方法	口座振替	口座振替

通勤費は別途支給いたします。(合理的な通勤経路が 2 km 以上の方が対象です。)

9. 勤 務 園 区立幼稚園または区立認定こども園

任用期間の途中または再度任用時に勤務場所が変更となる場合があります。

勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

10. 社会保険等 幼稚園・認定こども園補助員(介助)は、加入要件を満たさないため、社会保険の適用はありません。

11. 公務災害 公務災害補償等の適用となります。

12. 特別旅費 出張に要した交通費は、実施の翌月の報酬支払時にあわせて支給いたします。

極力ICカードのご利用にご協力をお願いします。

【地方公務員法第16条(欠格条項)】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません(心神耗弱を原因とするもの以外)。

担当 世田谷区教育委員会事務局

乳幼児教育・保育支援課

6453 - 1531